平成２３年（フ）第４０５号
兵庫県伊丹市池尻６丁目187番地　ファミール池尻103号
債務者　三好　智子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１５５号
鳥取県西伯郡伯耆町番原326番地
債務者　岡本　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１５７号
鳥取県米子市皆生新田１丁目４―13　メゾン生田１－１号
債務者　神波　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８３号
鳥取県米子市祇園町１丁目33番地３
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３７号
広島県尾道市向東町甲11264番地
債務者　松本　　歩
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
広島県三原市西宮２丁目５番11号
債務者　山根　良一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
広島県三原市久井町江木81―７、住民票上の住所広島県三原市久井町吉田658番地２
債務者　上田　寛子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４８３号
愛媛県松山市久米窪田町1172番地１　河本コーポ201号、住民票上の住所愛媛県松山市南梅本町720番地４　グランシード南梅本101号
債務者　二宮　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４９号
福岡県久留米市山川町723番地２
債務者　久留米測量センターこと　小倉　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６３号
福岡県筑後市大字熊野1098番地２　市営住宅高銭野団地136号
債務者　田中隆一郎
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第６８号
福岡県八女郡広川町大字水原92番地４
債務者　吉本　怜香
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１７２号
宮崎県都城市山之口町富吉2071番地７、前住所広島県広島市安芸区中野２丁目４番６―703号
債務者　下徳　康彦
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２２号
栃木県真岡市上高間木１丁目21番地11
債務者　外岡　初恵
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第７１号
長野県飯田市松尾寺所7318番地10
債務者　鈴木　隆生（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２７１０号
名古屋市中川区東起町１丁目73番地の１
債務者　木戸文子こと　黄　二三子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１５号
愛知県日進市赤池２丁目306番地　ダイアパレス赤池駅前503
債務者　石川　里美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４９号
愛知県春日井市下条町３丁目16番地18
債務者　髙橋　光子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８７号
愛知県豊田市大林町９丁目99番地　アリビオ大林
債務者　土橋　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係